

六 議案第八十一号 東京都町村交通災害共済組合規約の変更について

七 議案第八十二号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

八 議案第八十三号 東京都町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

九 議案第八十四号 東京都町村職員退職手当組合規約の変更について

十 議案第八十五号 狭山火葬場組合規約の一部を改正する規約

十一 議案第八十六号 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(第四号)

十二 議案第八十七号 昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

十三 議案第八十八号 昭和四十五年度福生市公益質屋会計補正予算(第一号)

十四 議案第八十九号 昭和四十五年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)

十五 議案第九十号 昭和四十五年度福生市と畜場会計補正予算(第一号)

十六 議案第九十一号 昭和四十五年度福生市水道事業会計補正予算(第二号)

十七 議案第九十二号 昭和四十四年度福生町一般会計決算認定について

十八 議案第九十三号 昭和四十四年度福生町国民健康保険特別会計決算認定について

十九 議案第九十四号 昭和四十四年度福生市公益質屋特別会計決算認定について

二十 議案第九十五号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計決算認定について

二十一 議案第九十六号 昭和四十四年度福生町と畜場特別会計決算認定について

二十二 議案第九十七号 昭和四十四年度福生町公共用地特別会計決算認定について

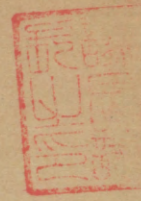
二十三 議案第九十八号 昭和四十四年度福生町学校用地特別会計決算認定について

二十四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について



福議発第二〇一号

昭和四十五年十二月三日



殿

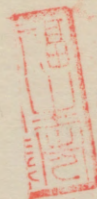
福生市議会議長 石川 信義

議案説明員の出席要求について

昭和四十五年第二回福生市議会議定例会にご出席くださるよう、地方自治法第二百一十一條の規定により要求いたします。

一日 時 十二月十日（木） 午前十時
二場 所 福生市議会議場

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。



福企発第 1,757 号

昭和45年11月2日

殿

福生市監査委員

山下 久吉 印

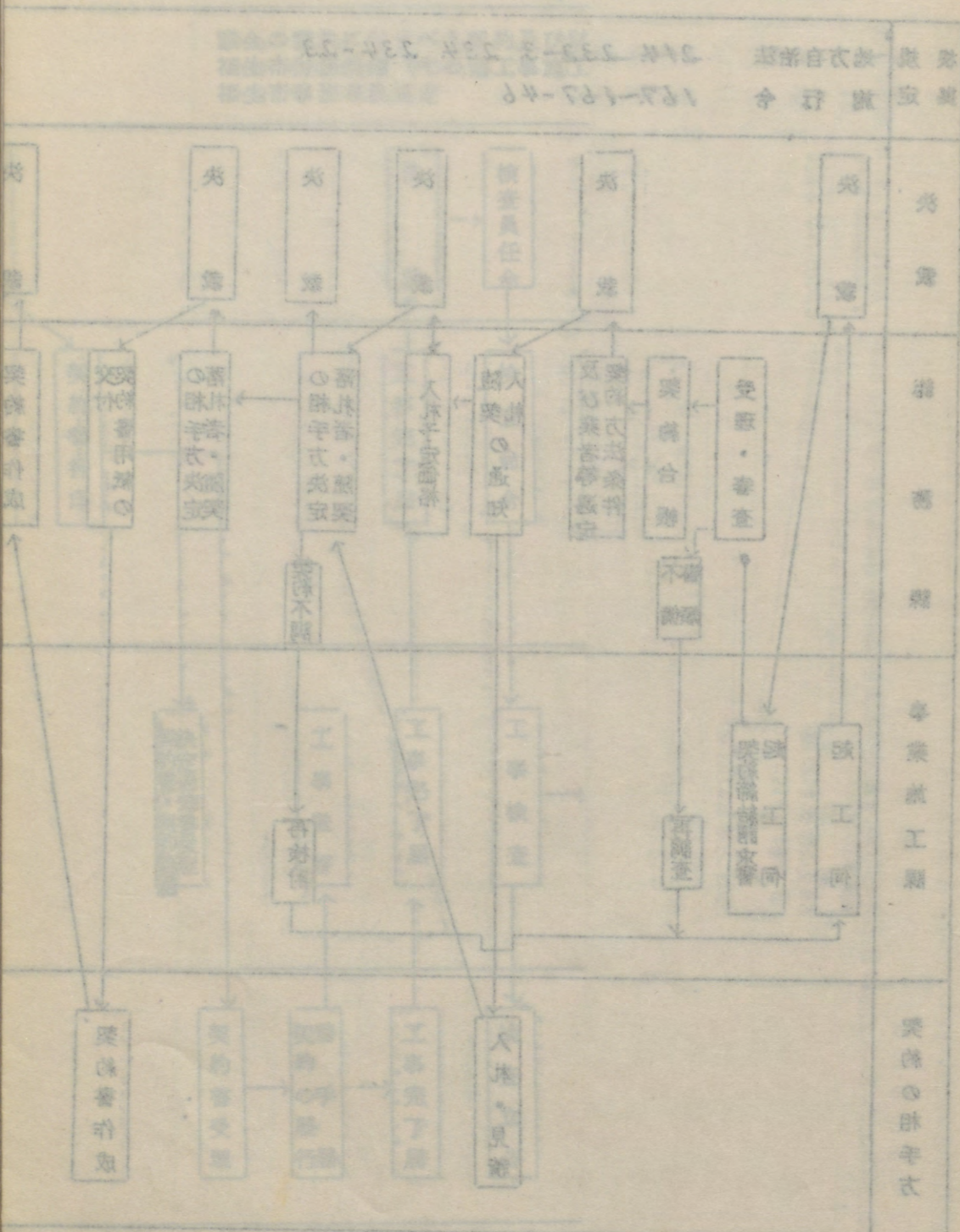
大野 行夫 印

9月分例月出納検査実施結果報告

このことについて、つぎのとおり報告します。

1. 実施日時 昭和45年10月20日(火)
午前9時30分から3時まで
2. 場 所 福生市役所二階会議室
3. 出席者 山下久吉、大野行夫
4. 検査対象

- (1) 昭和45年度福生市一般会計
- (2) 昭和45年度福生市国民健康保険特別会計
- (3) 昭和45年度福生市と畜場会計
- (4) 昭和45年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計



- (5) 昭和45年度福生市公益質屋会計
 (6) 昭和45年度福生市公共用地会計
 (7) 昭和45年度福生市用品調達基金
 (8) 昭和45年度福生市公益質屋基金
 (9) 昭和45年度福生市土地開発基金
 (10) 昭和45年度福生市水道事業会計

5. 結 果 関係帳簿及び証書類を審査の結果、各会計とも
 良好であると認める。

6. 参 考

昭和45年9月分歳入歳出現計表

	8月末有高	歳 入	歳 出	9月末有高
一 般 会 計	116846694	102080471	112459426	106467739
国 保 会 計	28,037,578	4,146,480	12,448,260	19,735,798
と 畜 場 会 計	3,271,807	272,2700	3,044,262	2,950,245
区画整理会計	26,347,591	10,214,776	17,735,459	18,826,908
公益質屋会計	501,736	184,451	91,670	594,517
公共用地会計	2,196,621	197,898	0	2,394,519
用品調達基金	201,639	117,844	238,664	80,819
公益質屋基金	76,600	1,702,100	1,761,200	17,500
土地開発基金	8,403,050	50,000	440,288	8,012,762
小 計	185883316	121,416,720	148,219,229	159,080,807
水道事業会計	63,407,238	14,934,771	12,472,086	65,869,923
合 計	249,290,554	136,351,491	160,691,315	224,950,730

福企発第1529号
 昭和45年10月7日

殿

福生市監査委員

山下久吉 印

大野行夫 印

8月分例月出納検査実施結果報告

このことについて、つぎのとおり報告します。

- 実施日時 昭和45年9月18日(金)
 午前9時から3時まで
- 場 所 福生市役所 市民相談室
- 出席者 山下久吉 大野行夫
- 検査対象

- (1) 昭和45年度福生市一般会計
- (2) 昭和45年度福生市国民健康保険特別会計
- (3) 昭和45年度福生市と畜場会計
- (4) 昭和45年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業

会計

- (5) 昭和45年度福生市公益質屋会計
- (6) 昭和45年度福生市公共用地会計
- (7) 昭和45年度福生市用品調達基金
- (8) 昭和45年度福生市公益質屋基金
- (9) 昭和45年度福生市土地開発基金
- (10) 昭和45年度福生市水道事業会計

5 結 果

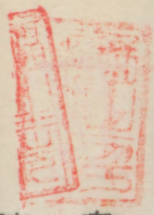
関係帳簿及び証書類を審査の結果各会計とも良好であると認める。

なお、公益質屋基金について、昭和43年度一般会計から繰出金の増額をしたがその後ますます利用者が増加、また諸物価の上昇により一時的ではあるが基金残高が僅少となる状態がある。よつて基金運用に支障きたさないよう基金増額について検討されたい。

6 参 考

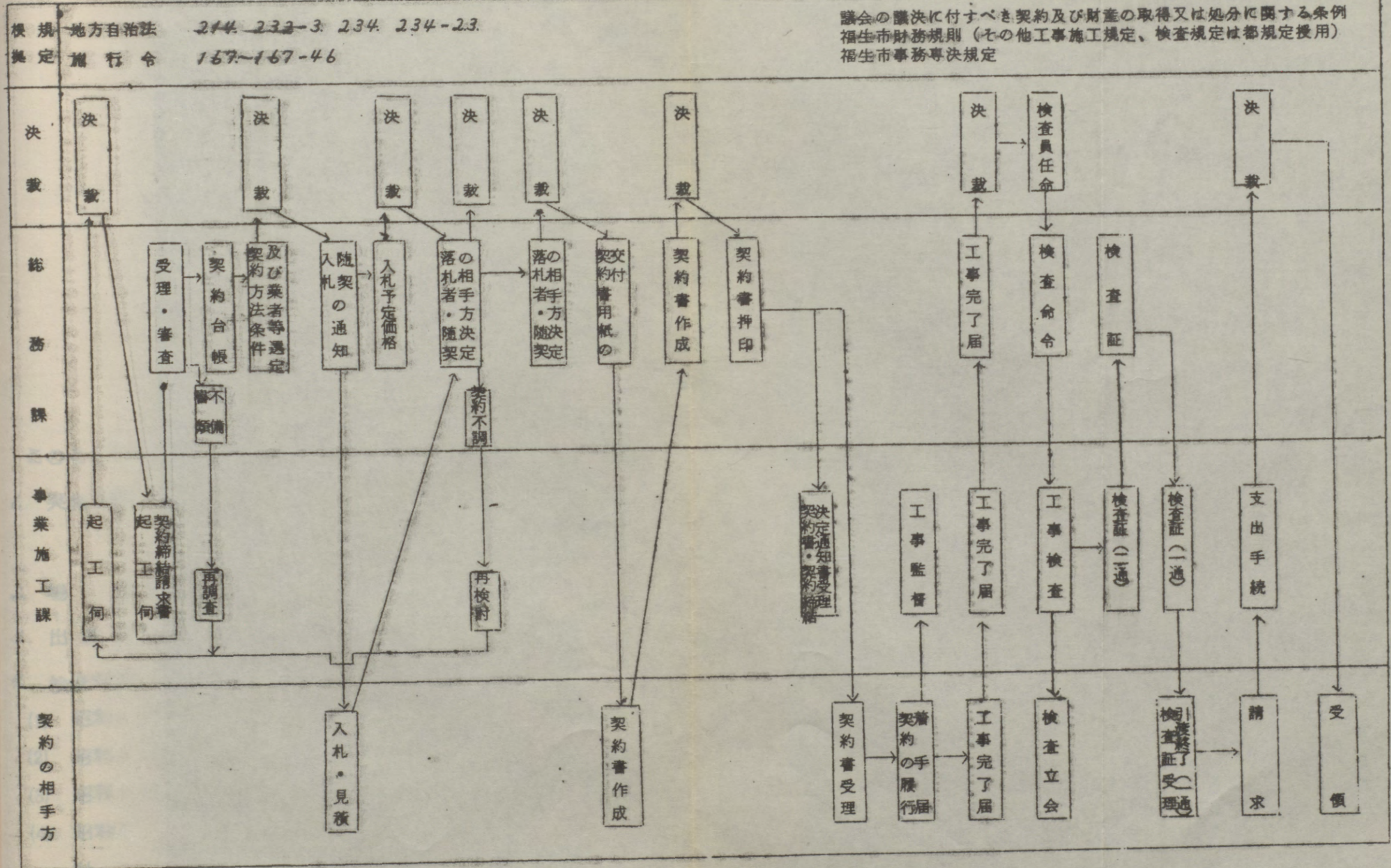
昭和45年8月分歳入歳出現計表

	7月末有高	歳 入	歳 出	8月末有高
収 会 計	130,601,327	65,171,518	78,926,151	116,846,694
保 会 計	35,588,067	4,261,094	11,811,583	28,037,578
場 会 計	2,859,668	2,366,860	1,954,721	3,271,807
整理会計	27,698,154	214,776	1,565,339	26,347,591
質屋会計	467,501	131,972	97,737	501,736
用地会計	2,196,621	0	0	2,196,621
調達基金	148,216	205,802	152,379	201,639
質屋基金	324,600	1,179,000	1,427,000	76,600
開発基金	13,259,797	0	485,6747	8,403,050
計	213,143,951	73,531,022	100,791,657	185,883,316
事業会計	66539,166	126,257,00	15,757,628	63,407,238
合 計	279,683,117	861,567,22	116,549,285	249,290,554



工事契約事務処理図

別表



別	表
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

決裁

總務課

事業加工説

李維翰の木三丁

決裁

...

起
工
何

卷之四

決裁

契約方法條件

決
兼

入札予定価格

38

洪
表

落の相
札手
者・方
随決
契定

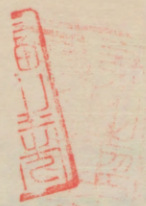
1

決
兼

落札者。隨契

決
裁

契約書作成



監査の結果報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第3項の規定による定期監査

2. 監査の期間

昭和45年10月30日 / 日間

3. 監査の対象

(1) 財務に関する事務のうち、諸工事实施に伴う起工及び契約、支出等の事務の執行について

(2) 対象の期間は、昭和45年4月1日から昭和45年10月27日まで

4. 監査の内容

工事の設計、起工から支出までの一連の一切の事務手続について

5. 監査の結果

今回の監査は、設計、起工から支出までの諸手続及び内容が適正に執行されているかどうか実施したものであるが、契約締結等においても関係法規にのっとり、全般的に良好な運営がなされているものと認められた。

(1) 工事契約事務処理について

工事契約事務処理の一連の手続においては、別表第2のと



おりであるが、主管課から起こされた工事の契約手続については、総務課においてすべて事務が執行されている。主管課から起工されると、決裁後総務課において受理され、助役を委員長とした業者指名選定委員会に付され業者が選定され、予定価格決定後入札及び見積合わせにより業者を決定し契約される。工事が完了すると、検査員に任命された検査員により検査を受け、検査後支出される。これが主たる事務処理の流れであるが、全体に合理的かつ合法的に実施されていると認められた。

(2) 入札及び見積書の徴収について

10月27日まで約80件の契約がされているが、今年度は、不調におわつたものは1件もなく、また、入札経過調書等関係台帳及び書類もよく整備され、順調に事務が執行されているものと認められた。

(3) 設計書と契約書の内訳書の比較

契約されたもののうちから抽出により、数件設計書と契約内訳書を比較し、内容について審査をした結果、全般的にほぼ単価等においても大差なく見積られている。しかしながら、それぞれ照合すると一部その差があるものも見受けられるので、今後これらについて充分検討する必要があるものと思われる。



(4) 工事の着手、しゅん工状況について

全般的に契約書の工期にもとづき、着手、しゅん工されており、事業進捗状況は、良好であると思われた。

(5) 支出事務について

検査員の検査合格後、支出事務がおこなわれるが、財務規則の規定どおり支書命令書の添付書類もよく整備され良好であると認められる。なお、今後の課題として、添付書類のうち、一部省略してもよいと思われるものが見受けられ、財務規則等について、よく検討をし、さらに、合理的に事務が執行されるよう望むものである。

むすび

以上のとおり契約に関する事務の執行について述べてきましたが、全般的に合理的かつ合法的に事務が執行されているものと認められた。しかしながら財務に関する事務のうち契約に関するものは重要な事務であり、また、複雑であります。今後、さらに合理的に事務が執行されるとともに、遺憾のないようさらに努力されることを望みます。